

令和 2 年度

# 環 境 速 報

関係部署へご回覧ください

綴じて利用しましょう

第 2 0 1 号

令和 2 年 11 月 10 日発行

- ◇公害防止管理者等資格認定講習情報 (1 頁)
- ◇(協会主催) エコアクション 2 1 無料個別相談会のご案内 (3 頁)
- ◇再エネコラム～これからの再生可能エネルギーの 4 つの調達方法について～ (5 頁)
- ◇行政情報 長野県脱炭素社会づくり条例について (7 頁)
- ◇省エネコラム ～ナッジ理論の応用～ (14 頁)
- ◇知っておきたい環境法規制の基礎知識 (第 8 回) (15 頁)
- ◇環境法令改正情報 (7 月～11 月) (18 頁)
  - 参考資料：改正大気汚染防止法の施行について/改正建築物省エネ法について
- ◇会報サン 49 号記事・掲載広告募集 (30 頁)
- ◇協会表彰の募集について (33 頁)
- ◇協会からのお知らせ/編集後記 (35 頁)

## 一般社団法人 長野県産業環境保全協会

【エコアクション 2 1 地域事務局長野産環協】



エコアクション 21  
地域事務局 No.001

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10

長野県中小企業会館 5 階

TEL 026-228-5886

FAX 026-228-5872

e-mail: ea21nasa@valley.ne.jp

<http://www.alps.or.jp/nasankan/> (EA21) <http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

### Life and Technology

URL : <http://azscience.jp>

自然科学に挑戦し、地域社会の医療業界、産業界への技術革新・研究開発および生命追求科学の進歩に貢献します。

#### 主要営業品目

食品衛生用試薬・消耗品  
バイオ関連試薬・機材  
理化学機器・消耗品  
環境計測・測定器  
工業計測器  
光学測定器  
研究用試薬  
研究設備  
分析装置  
真空機器  
工業薬品  
工業資材  
試験機  
医薬品  
病院設備  
治療用機器  
臨床検査薬  
臨床検査装置  
ネットビジネス  
フィールドサービス

#### 蛍光X線分析装置 EA1000VX



環境規制物質管理に対応し、高速かつ簡単に有害物質を検査できる蛍光X線分析装置です。測定の高速化と材料判定などの各種新機能により検査効率を大きく向上しました。膜厚測定や貴金属分析などの一般分析にも対応可能です。

EA1000VXは、株式会社日立ハイテクサイエンスの製品です

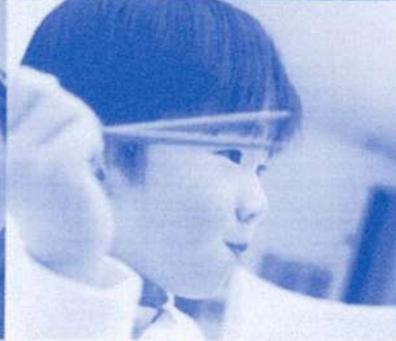
**Az**  
SCIENCE

### アズサイエンス株式会社

本 社：長野県松本市村井町西2-3-35 TEL (0263) 58-0021  
営業所：東京・西東京・横浜・小田原・埼玉・千葉・御殿場  
宇都宮・高崎・つくば・水戸・仙台・山形・秋田  
新潟・上越・長野・松本・甲府・名古屋・大阪



おいしいは  
やさしい



株式会社みすずコーポレーション

本社・工場 / 〒380-0928 長野市若里1606 TEL.026-226-1671(代) 拠点 / 東京・名古屋・大阪・長野・広島・札幌・仙台・岡山・四国・福岡

(計量器修理事業届出第86号)

## 水処理装置の適正稼働に 不安を感じたら 是非当社にご相談ください!

- ・油分解処理
- ・排水処理プラント施工
- ・処理行程全般調査
- ・計器類調整修理
- ・定期巡回 (定期メンテナンス)

環境保全に貢献する



永研工業株式会社

〒381-2226 長野市川中島町今井豊田1665-1  
TEL (026) 283-1264 FAX (026) 283-1265  
E-mail:eiken@mx2.avis.ne.jp URL:http://w2.avis.ne.jp/eiken

# 公害防止管理者等資格認定講習

一般社団法人産業環境管理協会は、令和2年12月から令和3年3月にかけて令和2年度の「公害防止管理者等資格認定講習」を行います。東京都及び名古屋市の実施場所、講習の区分、実施期間等はつぎのとおりです。なお、東京都、名古屋市以外では、札幌市、仙台市、三条市、大阪市、広島市、高松市、福岡市で実施されます。

【東京で受講希望される方の仮申込書の提出先問い合わせ先】

〒110-0044 東京都千代田区神田鍛冶町二丁目2番1号 三井住友銀行神田駅前ビル6階

一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

電話 03(5209)7713 FAX 03(5209)7718

E-mail: shikenbu@jemai.or.jp

【名古屋市で受講希望される方の仮申込書の提出先問い合わせ先】

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル6階

一般社団法人産業環境管理協会 中部分室

電話 052(221)1457 FAX 052(231)8219

《開催地別実施予定の注意事項》

一つの講習区分につき、いずれか1回に限定して申し込んでください。

仮申込の審査結果は受講開催日の約2週間前までに送付されます。

\*最少催行人数：15人

\*実施区分の丸数字は、開催地の開催回数を表します。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	講習 定員
東京都 (公害防止 管理者試験 センター)	水質関係第1種	令和2年12月14日(月)～ 12月18日(金)	産業環境管理協会 (東京都千代田区)	令和2年 11月16日(月)	18
	主任管理者	令和2年12月21日(月)～ 12月25日(金)		令和2年 11月24日(火)	18
	水質関係第2種①	令和3年1月12日(火)～ 1月15日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	令和2年 12月14日(月)	160
	水質関係第4種①	令和3年1月12日(火)～ 1月14日(木)		令和2年 12月24日(木)	160
	大気関係第1種	令和3年1月25日(月)～ 1月29日(金)			
	大気関係第2種	令和3年1月25日(月)～ 1月29日(金)			
	大気関係第3種①	令和3年1月25日(月)～ 1月28日(木)			
	水質関係第2種②	令和3年2月2日(火)～ 2月5日(金)		令和3年 1月5日(火)	160
	水質関係第3種①	令和3年2月2日(火)～ 2月5日(金)		令和3年 1月12日(火)	140
	水質関係第4種②	令和3年2月2日(火)～ 2月4日(木)			
	大気関係第4種①	令和3年2月8日(月)～ 2月10日(水)		令和3年 2月1日(月)	20
	一般粉じん関係①	令和3年2月8日(月)～ 2月9日(火)			
	大気関係第3種②	令和3年3月2日(火)～ 3月5日(金)		令和3年 2月8日(月)	160
	大気関係第4種②	令和3年3月2日(火)～ 3月4日(木)		令和3年 2月15日(月)	160
	騒音・振動関係	令和3年3月9日(火)～ 3月12日(金)			
	大気関係第3種③	令和3年3月16日(火)～ 3月19日(金)			
	特定粉じん関係	令和3年3月16日(火)～ 3月17日(水)			
	一般粉じん関係②	令和3年3月16日(火)～ 3月17日(水)			
	水質関係第2種③	令和3年3月23日(火)～ 3月26日(金)			
	水質関係第4種③	令和3年3月23日(火)～ 3月25日(木)			

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	講習 定員
名古屋市 (中部分室)	水質関係第2種①	令和2年12月15日(火)～ 12月18日(金)	名古屋栄ビルディング (名古屋市東区)	令和2年 11月11日(水)	150
	水質関係第4種①	令和2年12月15日(火)～ 12月17日(木)			
	大気関係第3種	令和3年1月26日(火)～ 1月29日(金)		令和2年 12月7日(月)	200
	大気関係第4種	令和3年1月26日(火)～ 1月28日(木)			
	特定粉じん関係	令和3年1月26日(火)～ 1月27日(水)			
	一般粉じん関係	令和3年1月26日(火)～ 1月27日(水)		令和3年 1月13日(水)	150
	騒音・振動関係	令和3年2月16日(火)～ 2月19日(金)			
	水質関係第2種②	令和3年3月9日(火)～ 3月12日(金)		令和3年 2月2日(火)	150
	水質関係第4種②	令和3年3月9日(火)～ 3月11日(木)			

【案内書及び仮申込書の入手方法】

- 一般社団法人産業環境管理協会ホームページからダウンロード
- 冊子版希望の場合は、試験センター又は分室へ次の2点を送付する。
  - 1 必要部数を書いたメモ
  - 2 住所氏名を明記し、送料分の郵便切手を貼った角型2号(A4サイズ)の封筒

部数	送 料
1	2 1 0 円
2	2 5 0 円
3-4	3 9 0 円

【講習区分別 講習受講料】  
(非課税)

講習区分	金 額 (円)
大気関係第1種	46,500
大気関係第2種	35,500
大気関係第3種	39,500
大気関係第4種	28,000
水質関係第1種	46,500
水質関係第2種	35,500
水質関係第3種	39,500
水質関係第4種	28,000
騒音・振動関係	43,000
特定粉じん関係	21,000
一般粉じん関係	19,500
ダイオキシン類関係	35,500
公害防止主任管理者	52,500

(注意点)

- ・受講が認められた方に送付する受講通知書同封の専用振込取扱票にて振り込むこと。
- ・講習受講料にはテキスト代は含まれない。
- ・受講本申込書受理後のキャンセルに関する講習受講料の返金はしない。ただし、天災等により講習が実施されないときは、手数料を差し引き、講習受講料を返還する。

\*\*\*\*\*本認定講習の受講資格について\*\*\*\*\*

資格認定講習は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」に基づき一定の資格を有する方を対象に行うものです。技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方が、書類審査を経て規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

本相談会は「信州エコアクション21研修会」との共催です。

# エコアクション21 無料個別相談会のご案内

(令和2年12月 ~ 令和3年3月)

## 1 開催日時

開催日	相談時間帯	備考(相談時間など)
① 2020年12月9日(水)	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2021年1月13日(水)		
③ 2021年2月10日(水)		
④ 2021年3月10日(水)		

## 2 開催場所

長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10

(一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。)

## 3 申込方法

完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

## 4 その他

①当日は、専門家(エコアクション21審査員等)が対応します。

②お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会(エコアクション21地域事務局 長野産環協)

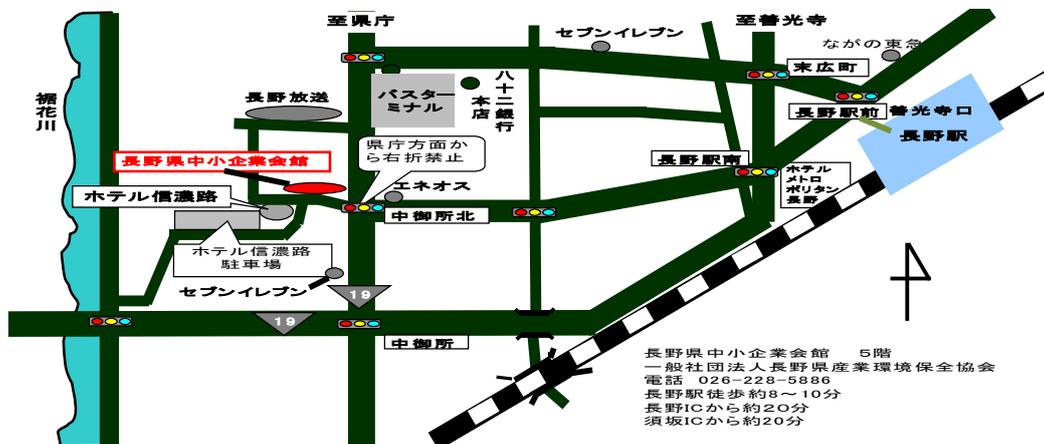
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

TEL: 026-228-5886 Fax: 026-228-5872 e-mail: ea21nasa@valley.ne.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

## エコアクション21無料個別相談会申込書

相談希望日(何れかに○印)	希望時間帯(午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば)
① 2020年12月9日(水)	午後 時 分頃 ~ 午後 時 分頃
② 2021年1月13日(水)	
③ 2021年2月10日(水)	
④ 2021年3月10日(水)	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先(Tel・Fax・mail)	
その他連絡事項など	



## これからの再生可能エネルギーの4つの調達方法について（第2回）

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

征矢野 有希

### 世界の動向からみる再エネ導入の必要性

全3回シリーズでお送りしている本コラムですが、前回（第200号）はCO2削減に必要な再生可能エネルギー重要性とそのインパクトについてご紹介しました。

昨今新型コロナの影響が長期化するなか、世界では「グリーン・リカバリー（緑の回復）」という考え方が広がっています。これは大きなダメージを受けた経済の立て直しと脱炭素社会移行との両立・整合を図るということです。

この考え方に対して、国連や世界中の企業が賛同を示しています。図1では世界企業の再エネ電力の契約件数の推移ですが、飛躍的に増えています。こういった動きもあり、国内企業でもRE100やSBTなどの宣言を行い、CO2削減へ向け舵を切り、取引先企業へも要請を強める動きが急激に加速しています。

例えば米国を代表する企業である「アップル」は、2020年7月にサプライチェーン全体のGHG排出量について、2030年までに気候への影響をネットゼロにすると宣言しました。このニュースは非常にインパクトのあるもので、サプライチェーンに連なっている日本企業の名前も公表されています。（日東電工、日本電産など、図2参照）ある日突然、取引先からCO2削減目標の設定とアクションを求められる日もそう遠くないかもしれません。

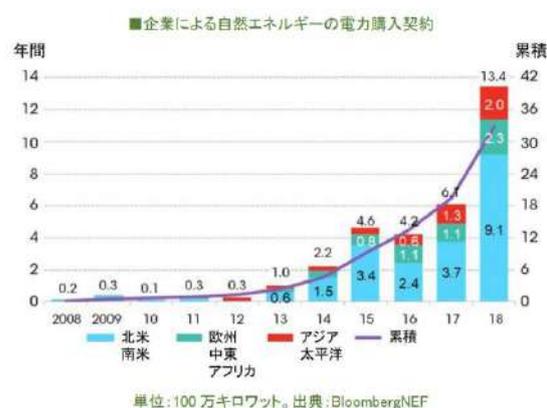


図1 自然エネルギー財団「電力調達ガイドブック（第3版）」より

では改めてどのように再エネを調達すれば良いのでしょうか？日本国内で代表的な4つの手法は以下です。

- ①自家発電・自家消費
- ②発電事業に投資
- ③再エネ由来の証書を購入
- ④小売電気事業者から再エネ電力を購入

大規模なCO2排出がある企業の場合、1つの方法だけでは削減が難しいこともあるため、4つの手法を予算や目標削減量に合わせて組み合わせて検討する必要があります。

## 自家発電・自家消費と発電事業への投資について

まず①と②についてですが、①はイメージの通り、自家消費型太陽光設備の導入などが具体例となります。太陽光の導入費用は年々下がっており、1kWhあたりの単価は通常の電気料金より安いという調査結果も出ています（前回コラムご参照）。また自己投資が難しい企業に対して、初期投資ゼロモデルのサービス開発なども進んでおり、無理なく再エネ導入を行うことが可能な時代が到来しています。

一方、②の発電事業への投資は資金を提供して再エネの電力を調達する方法です。この場合、電力ではなく「環境価値」だけを取得することも可能です（環境価値については③で説明します）。ただし自家消費の再エネの発電事業の数はまだ少ないことや、長期契約が必要となることが多い点には注意が必要です。

## 再エネ由来の証書購入と再エネ電力について

次に③の証書の購入ですが、これは②で登場した「環境価値」を売買する仕組みのことで、例えば「グリーン電力証書」と呼ばれる証書は、自家消費の再エネ設備から「環境価値」を取り出し、オフィスや工場の電力使用量に合わせて購入することで、CO<sub>2</sub>削減を行ったと表現できる信頼性の高い制度です。予算に合わせて簡単に購入できるため、柔軟に活用できる点が評価されています。ただし供給量が少ないため、kWhあたりの単価は比較的高額である点がデメリットとして挙げられます。

④の小売電気事業者から再エネ電力を購入ですが、これはご存知の方も多い「電気の切り替え」により実現できる方法になります。2016年に電力全面自由化が解禁されたあと、各電力会社より特徴あるプランが多数販売されています。その中で再エネ電力のプランも登場しており、電力を切り替えるだけで使用電力量全体のCO<sub>2</sub>削減効果があったり、再エネを導入したとみなすことができます。③でご紹介したグリーン電力証書とセットにして、購入しやすい価格帯に抑えたプランもあります。ただしデメリットとしては、旧電力会社と複数年契約や特別割引がある場合などは解約料が発生するケースがあり、特に工場など電力の契約規模が大きなケースは注意が必要となります。

今回は、環境価値と再エネ電力プランの選び方について解説いたします。

9月21日  
7月21, 2022

## Apple、2030年までに サプライチェーンの100% カーボンニュートラル達成を約束

📄 📧 📧 📧

温室効果ガスの排出でカーボンニュートラルを達成しているAppleが、総合的なカーボンフットプリントをIPCC目標に20年前倒しでネットゼロを達成すると計画



図 2 Apple 社 HP「環境」「Newsroom」より抜粋

## 長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）について

### 1 条例制定の背景

地球温暖化に伴う気候変動や、プラスチック廃棄物といった地球規模の環境問題及びこれらに対し長野県が行った、G20 関係閣僚会合における「長野宣言」や、都道府県初の「気候非常事態宣言」等の取組を踏まえ、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、県民一丸となって持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを期して、住民の代表である県議会の総意により条例を制定した。

### 2 条例の特徴

- 都道府県の条例としては初めて 2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を規定し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進
- 従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、リプレース（代替素材への転換）の推進を規定（4Rの推進）
- エシカル消費などこれからの社会に必要となる新たな取組の推進について規定

### 3 条例の概要

#### 目的（第1条）

この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### 基本理念（第2条）

- ①持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、令和 32 年度（2050 年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること（二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。）を目標として行われなければならない。
- ②持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならない。

## 責 務

対象者	主な内容
県（第3条）	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進
事業者（第4条）	事業活動における、持続可能な脱炭素社会づくりのための自主的かつ積極的な取組及び県が実施する施策への協力
県民（第5条）	日常生活における、持続可能な脱炭素社会づくりのための自主的かつ積極的な取組及び県が実施する施策への協力

### 持続可能な脱炭素社会づくりのための主な施策

項 目	主な内容と取組の主体
エネルギー自立地域の確立（第8条）	<p>【 県 】 省エネルギーの推進と地域主導型の再生可能エネルギーの導入、緩和策及び適応策の推進 他</p> <p>【事業者】 エネルギーの効率的な使用、環境負荷の低い事業活動の推進</p> <p>【県 民】 エネルギー消費量の少ない家電製品の使用、住宅に係るエネルギー使用の合理化等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用</p>
プラスチックの資源循環の推進（第9条）	<p>【 県 】 使い捨てるプラスチック製品等から代替素材へのリプレイス、プラスチック廃棄物の発生抑制、プラスチックの再利用及び再生利用に資する取組 他</p> <p>【事業者】 プラスチックの使用量の削減、プラスチック代替素材の開発並びに代替素材を活用した製品の開発及び実用化</p> <p>【県 民】 プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、市町村、事業者等が実施するプラスチック廃棄物の分別回収への協力</p>
持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出支援（第10条）	<p>【 県 】 ・持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品の開発及び活用の支援</p> <p>・大学、企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出の促進</p>
エシカル消費等の推進（第11条）	<p>【 県 】 エシカル消費の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発や地消地産の推進</p> <p>【事業者】 事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努める</p> <p>【県 民】 消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努める</p>

## 施策を総合的かつ計画的に推進するための規定

項 目	主な内容
行動計画 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を作成し、公表する</li> <li>・ 行動計画策定の際、長野県環境審議会の意見を聴取する</li> <li>・ おおむね5年ごとの行動計画の見直し 他</li> </ul>
施策の実施状況の報告及び公表 (第15条)	毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する
財政上の措置 (第16条)	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる
検 討 (附則 第2項)	条例の施行後おおむね5年ごとに、施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

## 県と他の主体との連携、支援等

項 目	主な内容
市町村との連携等 (第6条)	市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続可能な脱炭素社会づくりのための施策に協力する
環境教育の推進 (第12条)	市町村と連携し、学校、地域社会など様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進する
事業者等への支援 (第13条)	事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するための支援を行う
国及び国内外の自治体との協働 (第14条)	国及び国内外の自治体と協働して取り組むため、本県の持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組の発信、先進地域の情報収集、技術情報の交換等に努める

## 長野県脱炭素社会づくり条例

令和 2 年10月 2 日可決  
令和 2 年10月19日公布 条例第39号  
令和 2 年10月19日施行

本県は、多様な生態系を育む豊かな森林や清らかな水、再生可能エネルギーを生み出す起伏に富んだ地形等に恵まれ、私たちはこうした美しく豊かな環境を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、近年、世界各地で集中豪雨や猛暑、海水面の上昇といった地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が現れており、我が国においても台風や洪水により人々の暮らしや生命に深刻な被害が生じるなど、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、日々大量に生産、消費されるプラスチック製品は、生産過程や燃焼時において二酸化炭素が排出されるほか、河川等を通じて海に流れ込むことにより海洋を汚染するなど、環境負荷の大きな原因となっています。

そこで、本県は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対して世界中の自治体と協働して取り組むため、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を行ったほか、都道府県で初めての「気候非常事態宣言」を行い、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという決意を表明しました。

こうした地球規模の課題には、県民、事業者、行政等あらゆる主体の行動が大きく影響しています。そうしたことを意識しながら、私たち一人ひとりが、エネルギー使用、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、我が国に元来根付いている「もったいない」の精神をもって、それぞれの立場で実行可能な地球環境にやさしい取組を行っていく必要があります。また、こうした取組を拡大することは、産業イノベーションを喚起し、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものとして期待されます。

このような認識に基づき、これまで全国トップレベルのごみの減量等、先駆的な取組を行ってきた本県において、県民総ぐるみの運動により持続可能な脱炭素社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに

関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、令和32年度（2050年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること（二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。）を目標として行われなければならない。

2 持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第6条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策に協力するものとする。

(行動計画)

第7条 知事は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する方針

(2) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策

3 知事は、行動計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会意見を聴かななければならない。

4 知事は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 知事は、行動計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画の見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(エネルギー自立地域の確立)

第8条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、省エネルギーを推進し、並びに地域主導型の再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、水力、小水力、バイオマス、地熱等、一度利用しても比較的短期間に再生することが可能であって、資源が枯渇しないエネルギーをいう。）の導入及び利用を促進するとともに、技術革新等を含む気候変動の緩和策及び治水対策等を含む気候変動への適応策を総合的に推進するものとする。

2 事業者は、エネルギーの効率的な使用の促進及び環境負荷の低い事業活動の推進に努めるものとする。

3 県民は、エネルギー消費量の少ない家電製品の使用、住宅に係るエネルギーの使用の合理化等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用に努めるものとする。

(プラスチックの資源循環の推進)

第9条 県は、プラスチックの資源循環を推進するため、使い捨てのプラスチック製品等からのリプレイス（持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品への転換をいう。次条第1項において同じ。）、プラスチック廃棄物の発生抑制並びにプラスチックの再利用及び再生利用に資する取組に努めるものとする。

2 県は、前項の取組を推進するに当たり、市町村と協力してプラスチックの資源循環に関する基本的な施策の構築に努めるものとする。

3 事業者は、プラスチックの使用量の削減、プラスチック代替素材の開発並びに代替素材を活用した製品の開発及び実用化に努めるものとする。

4 県民は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択及び市町村、事業者等が実施するプラスチック廃棄物の分別回収への協力に努めるものとする。

(持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出の促進)

第10条 県は、リプレイスを促進するため、持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品の開発及び活用を支援するものとする。

2 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、大学、企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出（新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。）の促進に努めるものとする。

(エシカル消費等の推進)

第11条 県は、県民に対しエシカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。以下この条において同じ。）の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発を行うとともに、エシカル消費の理念に基づく取組を実践するものとする。

2 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

3 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努めるものとする。

4 県は、消費行動と連動させ、地消地産（地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産することをいう。）の取組を推進するものとする。

（環境教育の推進）

第12条 県は、県民の持続可能な脱炭素社会づくりに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

（事業者等への支援）

第13条 県は、事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（国及び国内外の自治体との協働）

第14条 県は、気候変動、プラスチック廃棄物等の地球規模の課題に対し、国及び国内外の自治体と協働して取り組むため、持続可能な脱炭素社会づくりに関する本県の取組の発信、先進的な事例の収集、技術情報の交換等に努めるものとする。

（施策の実施状況の報告及び公表）

第15条 知事は、毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（財政上の措置）

第16条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

～省エネコラム～

今回のテーマ 『ナッジ理論の応用』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男\*

皆さんは「ナッジ」をご存じですか？「ナッジ(nudge:そっと後押しする)という意味」で行動経済学の言葉です。シカゴ大学のリチャード・セイラー教授はこの「ナッジ理論」で2017年にノーベル経済学賞を受賞しています。

「ナッジ」はガンの検診率向上や、税金の収納率向上など広く応用されています。私たち人間の意思決定プロセスでは「論理的・合理的」な行動よりも「直観的・不合理的」な行動をとる事が多いとされます。

環境マネジメントの審査で、省エネ取組をお聞きすると「うちは省エネはやり尽くしたので何もすることは無い」「利益が出ないので省エネ機器の更新が出来ない」という言葉をお聞きします。そのような事業所でもお話を聞くと、どこでどの位のエネルギーを使用しているのか不明だったり、機器のメンテナンスを実施していなかったり、温度と湿度の設定が不明確だったりします。

「省エネ」を実践する為に生産現場では細かな条件設定が必要です。このような部分は「ブラックボックス」となっている例が多く、多くが聖域となっており、だれも触れてはいけない部分です。

そのような部分についても条件の見直しを行い大きな効果が出ている事業所もあります。

更新ができていない設備についてもその性能を十分に発揮するためのメンテナンスができていれば効率的な運転も可能です。

省エネにおける「ナッジ理論」としては、省エネをしないと「損する」と感じさせることが必要です。お隣の工場でも、関連する会社でもどこでもやっていますよ。やっていないのはあなたの所だけです。そのように言われれば考えてみるようになるでしょう。

2020年は「東京オリンピック」だけでなく多くの変化がありました。2020年からは蛍光灯や水銀ランプは製造しません。また、R22(冷媒)が全廃となります。R22を使用したエアコンや冷蔵庫も冷媒の供給不足で買い替えの必要があるかもしれません。(R22使用機器の要確認)

「新型コロナウイルス」により東京オリンピックは2021年になりましたが、経済には大きな影響が出ています。生産が増加している時はあまり気にならなかった電気代や燃料代などの固定費も重荷になっています。省エネには固定費の変動費化も重要なテーマです。また生産機器の省エネも喫緊の課題です。

日頃からエネルギーの「見える化」に取り組み、固定費の変動費化を行い、生産機器の省エネ化に取り組んできた所は、このような変動の時代でも「論理的・合理的」な判断ができます。

このような大変な時期ではありますが、もう一度原点に戻りエネルギー使用量の見える化や、無駄の見える化など今出来る事から始めて下さい。

\* 中村環境コンサルタント事務所 〒396-0621 長野県伊那市富県 6653 番地

TEL:0265-72-1728、FAX:0265-72-1682 E-mail:akiomail@ina.janis.or.jp

# 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第8回）

## 【大気関係】

### ○大気汚染防止法第2条第13項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧

（規則第5条の2別表第3の3、規則附則第2条第1項附則別表第1）

（表中「新規」とは施行日（平成30年4月1日）以後に設置する新規施設、「既存」とは施行日に既に設置されている既存施設（設置の工事が着手されているものを含む）をいう）

#### 1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

（単位：μg/Nm<sup>3</sup>）

水銀排出施設	規模	排出基準	
		新規	既存
①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く。）	伝熱面積が10 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上のもの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が10 m <sup>2</sup> 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100,000 L未満のもの。	10	15

#### 2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬の用に供する施設<sup>※</sup>）の排出基準（単位：μg/Nm<sup>3</sup>）

水銀排出施設	規模	排出基準	
		新規	既存
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、煨焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、煨焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	15	30
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	30	50

※ 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設（52ページの表中の政令項番号3から5及び14のばい煙発生施設）のうち硫化鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設<sup>※</sup>）の排出基準（単位： $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）

水銀排出施設	規模	排出基準	
		新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100	400
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）	火格子面積が $1\text{ m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.5\text{ m}^2$ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100	400
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が $1\text{ m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.5\text{ m}^2$ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が $0.5\text{ m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.2\text{ m}^2$ 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	100	400
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。	100	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上	100	400

※ 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設（52ページの表中の政令項番号3から5及び14のばい煙発生施設）のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

4 廃棄物焼却炉の排出基準

（単位： $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）

水銀排出施設	規模	排出基準	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>※</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>※※</sup> を取り扱うもの	掘切りなし	50	100

※ 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。

※※ 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

5 セメントクリンカー製造施設の排出基準

(単位：μg/Nm<sup>3</sup>)

水銀排出施設	規模	排出基準	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する焼成炉	火格子面積が1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	50	80*

※ 原料とする石灰石の水銀含有量が0.05 mg/kg以上であるものについては、140 μg/Nm<sup>3</sup>

＜既存施設に対する措置＞（規則附則第2条第3項、第4項及び第5項）

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から2年間は適用猶予される（既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用）。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請、第9条の3第8項による変更届出を施行日から1年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から1年を経過した日のいずれか早い日までは排出基準は適用猶予される。
- ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）した場合には、新規の排出基準が適用される。

○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について

1 水銀濃度の測定

<p>大気汚染防止法第18条の30</p> <p>水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（施行規則第16条の12第1項第5号：測定の結果は、水銀濃度測定記録表（規則様式第7の2）により記録し、その記録を3年間保存すること）</p>
--

＜粒子状水銀濃度の測定の省略＞（規則第16条の11第2項、規則第16条の12第1項第2号）

連続する3年間の間継続して、以下①～③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

- ①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満
- ②測定結果の年平均が50 μg/Nm<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③測定結果の年平均が50 μg/Nm<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 μg/Nm<sup>3</sup>未満

2 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度（規則第16条の12第1項第1号）

排出ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

＜排出基準を上回る濃度が検出された場合＞（規則第16条の12第1項第3号及び同条第4号）

- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。
  - イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合：定期測定の結果を得た日から起算して30日
  - ロ イ以外の場合：定期測定の結果を得た日から起算して60日
- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

（\*次回は、○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 の予定です。）

# 環境法令改正情報

7月17日～11月5日

## 令和2年度

7月	改正法令	概要
17日	国立公園の公園事業を決定する件（環境六〇）	自然公園法第9条（公園事業の決定）第1項の規定に基づき、磐梯朝日国立公園、上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園及び奄美群島国立公園に関する公園事業を決定したので、その概要を公示する。
	国立公園の公園事業を廃止する件（同六一）	自然公園法第9条の規定に基づき、上信越高原国立公園に関する横手山視園地の公園事業を廃止したので公示する。
	国立公園の公園事業を変更する件（同六二）	自然公園法第9条の規定に基づき、阿寒摩周国立公園以下10の公園事業（長野県に關係する公園事業は、上信越高原国立公園の七味温泉宿舎事業）を変更したのでその概要を公示する。
20日	粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（厚生労働二六五）	粉じん障害防止規則第6条の3（粉じん濃度の測定）等の規定に基づき、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等を定め、令和3年4月1日から施行する。
	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境六三）	農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）の一部を改正し、公布の日から適用する。
	水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同六四）	農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬基準（平成20年7月環境省告示第60号）の一部を改正し、公布の日から適用する。
21日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境六六）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。株式会社かんでんエンジニアリングが北海道、福島県他24か所に設置するPCB汚染物の洗浄施設。
22日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（財務・経済産業・環境一）	「容器包装リサイクル法」第18条（自主回収の認定）第4項の規定により自主回収を取り消した旨の公示。
27日	石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（厚生労働二七六）	石綿障害予防規則第3条（事前調査）第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者を告示し、令和5年10月1日から施行する。
	石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（同二七七）	石綿障害予防規則第3条（事前調査）第6項の規定に基づき、厚生労働大臣が適切に分析調査を実施するために必要な知識を有する者を告示し、令和5年10月1日から施行する。
	石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（同二七八）	石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が石綿等が使用されているおそれが高いものとして定める物を告示し、令和4年4月1日から施行する。
	石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（同二七九）	石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして定める物を告示し、令和2年10月1日から施行する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境六七）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。北海道電力ネットワーク株式会社が北海道苫小牧市に設置するPCB汚染物の洗浄施設

7月 28日	特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境六三～六八）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条（特定特殊自動車の形式届出）第1項の規定に基づく届出があった旨の公示。
	少数生産車の型式を承認した件（同六九～七四）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条（特定特殊自動車の表示）第3項の規定に基づき、少数生産車の型式について承認した旨の告示。
29日	電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六五）	電気事業法第51条の2（設置者による事業用電気工作物の自己確認）第1項及び第2項の規定に基づき、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。出力20キロワット以上500キロワット未満の風力発電所に関する規定の新設。
31日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働・経済産業・環境六）	「化学物質審査規制法」第4条（審査）第1項の規定に基づき、通し番号706～931までの新規化学物質が同項第2号から第5号のいずれかに該当する旨の通知をしたので、その名称を公示する。
	フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（経済産業一六七）	「フロン排出抑制法」第9条（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）第1項の規定に基づき、平成27年経済産業省告示第49号（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

8月

5日	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四〇）	「改正動物愛護管理法」（（令和元年法律第39号）以下「改正法」という。）附則第1条第1号及び第2号の規定に基づき、改正法附則第1条第1号に掲げる規定（第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等）は、令和3年6月1日から、改正法附則第1条第2号の規定（犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に関する規定）は、令和4年6月1日から施行する。
13日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四五）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条（定義）第三号及び第4号並びに第54条（経過措置）の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。経過措置あり。同法施行令別表第一（海洋環境の保全の見地から有害である物質）及び別表第一の二（海洋環境の保全の見地から有害でない物質）に関する改正。
24日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境一九）	「廃棄物処理法」を実施するため、「廃棄物処理法施行規則」の一部を改正し、一部を除き、令和2年10月1日から施行する。主な内容は、産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に添付する、優良産業廃棄物収集運搬業者の基準に該当する旨の書類を作成できる者の環境大臣の指定要件等の新設等。一部改正される省令は、「昭和46年厚生省令第35号」及び「令和2年環境省令第5号」。

26日	エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令（経済産業六七）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第51条（エネルギー管理士免状）及び53条（エネルギー管理士試験）の規定に基づき、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正し、公布の日から施行する。エネルギー管理士の研修、試験等について経済産業大臣が災害その他やむを得ない事由を定めた場合の取扱いを規定したもの。
8月26日	エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間を定める件（経済産業一七六）	エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号。令和2年8月26日経済産業省令第67号により改正後のもの）第10条（研修）第7項及び第32条（試験科目の免除）の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣が定める期間を定め、公布の日から施行する。新型コロナウイルス感染症を事由とし、必要な期間を告示したもの。
28日	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働三〇三）	組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された申請者アイソバイオニクス株式会社のテルペン系炭化水素類の物及び申請者ダニスコジャパン株式会社のエキソマルトテトラオヒドラーゼの物については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2のDに規定する安全審査手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）の第3条第4項の規定により公表する。
31日	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、並びに石綿による健康被害の救済に関する法律第26条（他の法令による給付との調整）第2項及び同法施行令第8条（法第26条第2項の政令で定める給付）の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正し、令和2年9月1日から施行する。
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七二）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第8条（油記録簿）第2項、第9条の5（有害液体物質記録簿）第2項、第10条の4（船舶発生廃棄物記録簿）第2項及び18条の4（海洋施設の油記録等）第2項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第36号）附則第9条（オゾン層破壊物質記録簿への記載）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条（電磁的記録による保存）第1項及び第4条（電磁的記録による作成）第1項の規定に基づき、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3及び第19条の21第1項の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正し、令和2年10月1日から施行する。
9月		
3日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七條の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）	「容器包装リサイクル法」施行規則第7条の4（各市町村に対して支払う金銭の額の算定）第1号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を定め、公布の日から適用し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室等に据え置いて縦覧に供する旨の告示。
4日	独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境二一）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条（業務の範囲）第1項第5号及び第16条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金）第1項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。

* H	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六五）</p> <p style="text-align: center;">☆参考資料掲載あり</p>	<p>「改正建築物省エネ法」（令和元年法律第4号）附則第1条（施行期日）第2号の規定に基づき、「改正建築物省エネ法」第2条並びに附則第3条及び第7条の規定の施行期日を令和3年4月1日とする。</p>
9月4日	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六六）</p>	<p>「改正建築物省エネ法」（令和元年法律第4号）の一部の施行に伴い、並びに「建築物省エネ法」（平成27年法律第53号）第11条（特定建築物の建築主の基準適合義務）第1項、第19条（建築物の建築に関する届出等）第1項第1号及び第27条（分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準）第1項の規定に基づき、「建築物省エネ法施行令」の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。「改正建築物省エネ法」の施行に伴い、特定建築物の非住宅部分の規模を改める等の必要があるため。</p>
	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）</p>	<p>「改正建築物省エネ法」（令和元年法律第4号）の一部の施行に伴い、並びに「建築物省エネ法」（平成27年法律第53号）第2条（定義）第1項第3号（建築物エネルギー消費性能基準）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。</p>
	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通七五）</p>	<p>「改正建築物省エネ法」（令和元年法律第4号）の一部の施行に伴い、並びに「建築物省エネ法」（平成27年法律第53号）第19条（建築物の建築に関する届出等）第1項前段等並びに関係法律の規定に基づき、「建築物省エネ法施行規則」等関係省令の一部を改正し、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。</p>
9日	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境七二）</p>	<p>農薬取締法第4条（登録の拒否）第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬基準（平成20年7月環境省告示第60号）の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>
	<p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七三）</p>	<p>農薬取締法第4条（登録の拒否）第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>
11日	<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七三）</p>	<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）第11条（製造数量の確認）第1項の規定に基づき、「オゾン層保護法」施行規則の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。法第11条第1項の確認を受けようとする者に、特定物質等の破壊数量の証明書の添付等を求める規定の新設等。</p>
	<p>特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（経済産業・環境三）</p>	<p>「オゾン層保護法」第11条第1項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令を定め、令和3年1月1日から施行する。</p>
	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通七六）</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第54条（経過措置）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第11条の7（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）の規定に基づき、「『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則』及び『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則』の一部を改正する省令」を定め、一部を除き、令和2年10月1日から施行する。経過措置あり。</p>

14日	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三一〇）	食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する。経過措置あり。
9月15日	労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する件及び労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部を改正する件（厚生労働三一二）	労働安全衛生法第57条の4（化学物質の有害性の調査）第3項の規定に基づき、『労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する件（平成5年労働省告示第100号）』及び『労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（平成23年厚生労働省告示第477号）』の一部を改正する。
16日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八一）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条（定義等）第1項及び第30条（経過措置）の規定に基づき、「外来生物法」施行令の一部を改正し、一部を除き、令和2年11月2日から施行する。経過措置あり。ハヤトゲフシアリ等、ヨコエビ科の1種、外来ザリガニ類（アメリカザリガニを除く）、エフクレタヌキモ等の合計14種類（4科・4種群・5種・1交雑種）を新たに特定外来生物に追加するもの。
23日	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定した件（経済産業・国土交通四～七）	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法という。）第8条（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）第1項の規定に基づき、令和2年7月21日付けで「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」（告示第4号）、「秋田県由利本荘市沖（北側）」（告示第5号）、「秋田県由利本荘市沖（南側）」（告示第6号）、「千葉県銚子沖（告示第7号）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定した旨の公告。
25日	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境二二）	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条（特定施設の構造等の変更）第3項の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。同法施行規則第7条の2に規定する特定施設の構造等の変更について、事前評価等を要しない場合についての改正。
	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三二七）	労働安全衛生法第57条の4（化学物質の有害性の調査）第1項に規定する新規化学物質について届け出があったので、その名称を公表する。通し番号28707～28873。
28日	低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通一〇二三）	「騒音規制法施行令別表第二第六号、第七号及び第八号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ等」（平成9年環境庁告示54号）に基づく平成10年建設省告示第1188号別表（低騒音型建設機械）に追加する建設機械を告示する。
	排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一〇二四）	「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年国土交通省告示第348号）第11条（建設機械の型式指定）の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械として指定する。
30日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九八）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）、第19条の21（燃料油の使用等）第1項及び第54条（経過措置）の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正し、令和2年10月1日から施行する。経過措置あり。

9月 30日	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下「環境配慮促進法」という。）第9条（環境報告書の公表等）第1項の規定に基づき、「環境配慮促進法」第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正し、公布の日から施行する。環境報告書の作成・公表時期に関して、やむを得ない事由がある場合の取扱いを規定するもの。
	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通・環境一）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正し、令和2年10月1日から施行する。
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める告示の新設（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一一）	改正後の「環境配慮促進法」第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の規定に基づき、やむを得ない事由として、新型コロナウイルスを規定し、令和2年度に作成する環境報告書の作成・公表時期を事業年度終了後9月とする旨の告示。
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示（国土交通一〇五四）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第11条の3第3項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第93号）附則第24条の3第2項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示を定め、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第72号）の施行に日から施行する。

10月

1日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三）	「遺伝子組換え生物規制法」第4条（遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認）第1項の規定に基づき、令和2年8月21日付けで承認した第一種使用規程の告示。
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境二四）	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（通称「バーゼル法」以下通称を使用。）第2条（定義等）第1項第1号イの規定に基づき、「バーゼル法」に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。同省令の別表第三及び別表第四の改正。
	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇三） ☆参考資料掲載あり	大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「令和2年改正大気汚染防止法」という。）附則第1条（施行期日）（第1号を除く。）の規定に基づき、令和2年改正大気汚染防止法の施行期日を令和3年4月1日とし、附則第1条第2号に掲げる規定（第18条の15から第18条の20までの改正規定等。事前調査結果の報告関係の規定等。）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

7日	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（三〇四）	令和2年改正大気汚染防止法の施行に伴い、並びに大気汚染防止法第2条（定義等）第11項、第18条の17（解体等工事に係る調査及び説明等）、第26条（報告及び検査）第1項、第30条の2（経過措置）及び第31条（政令で定める市の長による事務の処理）の規定に基づき、大気汚染防止法施行令の一部を改正し、令和2年改正大気汚染防止法の施行の日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。経過措置あり。
10月7日	設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（環境七六）	大気汚染防止法施行規則第16条の5（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）第2号の規定に基づき、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者を定め、令和5年10月1日から適用する。
	特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（同七七）	大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号の規定に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物を定め、令和4年4月1日から適用する。
	特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等（同七八）	大気汚染防止法施行規則別表第7の4の項下欄ハの規定に基づき、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等を定め、令和3年4月1日から適用する。
9日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境七九）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。株式会社電力テクノシステムズが神奈川県横須賀市に設置するPCB汚染物の洗浄施設。
14日	地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（三〇七）	地方自治法第252条の22（中核市の権能）第1項の規定に基づき、地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。新たに長野県松本市及び愛知県一宮市を中核市に指定するもの。
	愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令（三〇九）	愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行期日を令和4年5月1日とする。
	平成三十一（令和元）規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業一九八）	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）第3条（基本的事項等の公表）第2項の規定に基づき、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモンテリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書AのグループI、議定書附属書AのグループII等に属する物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値の実績を告示する。
	日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件（環境八〇）	自然公園法施行規則第11条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）第36項の規定に基づき、日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例の一部を改正し、公布の日から適用する。

15日	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境二五）	大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「令和2年改正大気汚染防止法」という。）及び大気汚染防止法の規定に基づき、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を定め、令和2年改正大気汚染防止法の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。第2条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から、第3条及び第7条の規定は、令和5年10月1日から施行する。経過措置あり。大気汚染防止法施行規則、大気汚染防止法第2条第14項の自動車及び原動機付自転車を定める省令、環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正。
10月19日	長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（長野県条例第38号）	評価書について、準備書に対する知事意見が十分に反映され、事業者による環境配慮がより一層適正なものとなるよう、評価書について、必要に応じ、環境保全上の見地から知事が意見を述べるができる手続等を追加する。令和3年2月1日施行。
	長野県脱炭素社会づくり条例（長野県条例第39号） <b>☆行政情報に概要及び条文を掲載</b>	「長野宣言」や「気候非常事態宣言」を踏まえ、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標に、県民一丸となって持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを期して、議員提案により条例を制定。公布の日から施行。
22日	阿蘇くじゅう国立公園の公園区域を変更する件（環境八一）	自然公園法第6条（指定の解除及び区域の変更）第1項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の区域を変更した旨の公示。
	阿蘇くじゅう国立公園の公園計画を変更する件（同八二）	自然公園法第8条（公園計画の廃止及び変更）第1項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園に関する公園事業を変更した旨の公示。
	阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更する件（同八三）	自然公園法第20条（特別地域）第1項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更した旨の公示。
	阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同八四）	自然公園法第21条（特別保護地区）第1項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区の区域を変更した旨の公示。
	阿蘇くじゅう国立公園の集団施設地区を変更する件（同八五）	自然公園法第36条（集団施設地区）第1項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の集団施設地区の区域を変更した旨の公示。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同八六）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。東芝環境ソリューション株式会社が茨城県那珂市以下18か所に設置する廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設及びPCB汚染物の洗浄施設。
23日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境四）	「遺伝子組換え生物規制法」第4条（遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認）第1項の規定に基づき、令和2年10月9日付けで承認した第一種使用規程の告示。
	船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の六（第一条の十二、第一条の十三関係一船舶からの有害液体物質の排出のための事前処理の方法の基準等）の規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。

26日	国立公園の公園事業を変更する件（環境八七）	自然公園法第9条（公園事業の決定）第1項の規定に基づき、三陸復興国立公園、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、阿蘇くじゅう国立公園の公園事業を変更した旨の公示。
	国立公園の公園事業を決定する件（同八八）	自然公園法第9条（公園事業の決定）第1項の規定に基づき、三陸復興国立公園、磐梯朝日国立公園、中部山岳国立公園、瀬戸内海国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、奄美群島国立公園の公園事業を決定した旨の公示。
30日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境八九）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。北電テクノサービス株式会社が富山県魚津市、高岡市、射水市、石川県金沢市、白山市、福井県福井市、越前市等8か所に設置する廃ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設。
10月30日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第281号）の施行に伴い、並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第21条（輸入の届出）及び第25条（輸入のための証明書添付等）第1項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年11月2日）から施行する。

11月

2日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九十一条の規定に基づき、登録調査機関の業務の廃止の届出があった件（経済産業二四一）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第91条（調査の業務の休廃止）の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があった旨の公示。株式会社関電エネルギーソリューション。
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の事業所の変更の届出があった件（同二四二）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第89条（事業所の変更）の規定により、同法第80条（登録調査機関の調査を受けた場合の特例）の登録調査機関であるアセス株式会社の事業所の所在地の変更の公示。
	エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（経済産業二四三）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第161条（一般消費者への情報の提供）の実施のため、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の一部を改正し、公布の日から施行する。ただし、この告示の7（電気冷蔵庫）、8（電気冷凍庫）及び13（電気便座）の規定によって行うべき表示は、令和3年10月31日までは、従前の例によることができる。
	特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境七五～八九）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条（特定特殊自動車の形式届出）第1項の規定に基づく届出があった旨の公示。
	少数生産車の型式を承認した件（同九〇～九六）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条（特定特殊自動車の表示）第3項の規定に基づき、少数生産車の型式について承認した旨の告示。
	少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同九七～一〇〇）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第19条（少数生産車の承認）第9項の規定に基づき、承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があった旨の公示。
	少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一〇一～一〇七）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第19条第11項の規定に基づき、少数生産車の型式について承認を取り消した旨の公示。

<p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境九〇）</p>	<p>農薬取締法第4条（登録の拒否）第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>
<p>水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同九一）</p>	<p>農薬取締法第4条（登録の拒否）第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬基準（平成20年7月環境省告示第60号）の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>
<p>特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（同九二）</p>	<p>「特定外来生物法」施行規則第5条（特定飼養等施設の基準）第2項等の規定に基づき、環境大臣が所管する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の施行について

\* 令和2年改正大気汚染防止法の主な改正項目と施行期日について、概要を掲載します。

### 【関係法令】

令和2年10月7日：「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布

「設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（環境省告示第76号）」

「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（同77号）」

「特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等（同78号）」

令和2年10月15日：「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」公布

#### (1) 規制対象の拡大

石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材を規制対象にする。

令和3年4月1日施行

⇒○特定建築材料が「吹付石綿その他の石綿を含有する建築材料」となる。

○「石綿を含有する仕上塗材を除去する作業」及び「石綿含有成形板等を除去する作業」に作業基準を規定。

#### (2) 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付けます。また、調査の方法を法定化する等を行います。

令和3年4月1日施行

⇒○石綿の事前調査の方法は「設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査」となる。

○解体工事等の元請業者は、石綿の事前調査に関する記録を作成、保存する。（3年間）

令和4年4月1日施行

⇒○解体等工事の元請業者又は自主施工者は、遅滞なく、石綿の事前調査結果を都道府県へ報告する。

\* 報告対象①建築物解体作業を伴う建設工事で、床面積の合計が80㎡以上

②建築物改造・補修作業を伴う建設工事で、請負代金の合計額が100万円以上

③工作物（環境大臣が定める）を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事で、請負代金の合計額が100万円以上

## 参考資料

### 令和5年10月1日施行

⇒○石綿の事前調査は、必要な知識を有する者に行わせること。

\*必要な知識を有する者 ①建築物 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者等

②一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

一戸建て等石綿含有建材調査者等

### (3) 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設します。

### 令和3年4月1日施行

⇒○「吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」を改正法（第18条の19）で定める方法により行わなかったとき、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。下請負人についても作業基準の遵守義務の対象。

### (4) 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付けます。

### 令和3年4月1日施行

⇒○元請業者は特定粉じん排出等作業（石綿含有建材が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業）の結果を遅滞なく発注者に書面で報告するよう義務付け。

○元請業者は特定粉じん排出等作業の記録を作成し、その記録及び上記の書面の写しを保存する。（保存期間は解体等工事が終了した日から3年間）

○元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に目視により確認させる。

### (5) その他

都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備を行います。

その他関連した改正等については、環境省ホームページ「改正大気汚染防止法について」

([https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)) で確認してください。

## 参考資料

令和2年9月4日、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」（令和元年法律第4号）の施行に関し、施行期日を定める政令が公布され、改正法が令和3年4月1日から施行される。

### 1. 今回施行される改正法の概要

#### [1] 中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

#### [2] 戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模\*の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

※：小規模：床面積の合計が300㎡未満（10㎡以下のものは除く。）

#### [3] 地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。

### 2. 改正法の施行日

令和3年4月1日

会員の皆様

一般社団法人長野県産業環境保全協会  
会長 登内 英雄

会報への寄稿について（依頼）

平素は、当協会の運営に格別なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も機関誌会報「サン第49号」を別添編集方針により発行いたします。

近年、気候変動の影響により頻発する災害や特に今年は新型コロナウイルス感染症防止対策で厳しい事業環境の中ではありますが、ご投稿並びに会報への広告掲載について格別のご理解とご協力を賜りたく、ご検討をお願い申し上げます。

今回発行予定の会報第49号では、従来の募集記事に加え、長野県が都道府県として初めて発出した2050年実質二酸化炭素排出量ゼロにする決意を表明した「気候非常事態宣言」及び具体的な道筋を示す「長野県気候危機突破方針」に当協会が全面的に賛同し、これまで以上に県内事業者の環境経営を推進していくことを表明する意味を込め、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し取り組もう！」をテーマとして設定いたします。

なお、会報は、例年同様、本協会会員をはじめ関係団体、協会事業の関係企業等に広く配付を予定しています。

つきましては、時節がら何かとご多忙また出費ご負担のおり誠に恐縮に存じますが、格別のご理解、ご協力を賜り、テーマに即したご寄稿や広告掲載のご検討を重ねてお願い申し上げます。（なお、協会で取材の上、記事掲載することも可能です。）

記

1 会報発行概要（予定）

- (1) 発行日 令和3年1月中
- (2) 発行部数 800部
- (3) 体裁 A4版表紙カラー印刷 本文120～150ページ
- (4) 内容 別添「投稿案内」参照

2 依頼内容

テーマに即した寄稿等

3 締切目安 令和2年12月7日（月）

4 送り先 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係

TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872

E-mail ea21nasa@valley.ne.jp

担当者 専務理事兼事務局長 古川雅文

# 会報「サン」第49号投稿・広告募集案内

1. 発行日 令和3年1月中
2. 体裁 A4版表紙カラー印刷120～150ページ
3. テーマ 『2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！』

## 4. 募集する記事等

### (1) 定例記事

- ①産業環境保全分野の研究、技術、取り組み等の紹介等
- ②産業環境に関わる新製品等の紹介等
- ③随想、紀行、俳句、短歌、詩、川柳、漫画などの文芸作品等
- ④趣味、健康などジャンルを問わないコラム等
- ⑤会員企業のスタッフ紹介等
- ⑥わが社のSDGs

### (2) テーマに即した会員事業所の取組や製品の紹介、提案、意見発表

- (3) 表紙写真 会報の表紙に掲載する写真（協会ホームページの写真としても使用）

## 5. 募集要領

- (1) 投稿者は原則、協会関係者としませんが、産業環境保全対策に係る記事については、会員以外の投稿も歓迎します。

### (2) 記事

- ①産業環境保全分野の研究、技術、取り組み等の紹介等  
A4版2枚～4枚程度（2,800字～5,600字）
- ②産業環境に関わる新製品等の紹介等  
A4版2枚～4枚程度（2,800字～5,600字）
- ③随想、紀行、俳句、短歌、詩、川柳、漫画などの文芸作品等  
A4版1枚～2枚程度（1,400字～2,800字）
- ④趣味、健康などジャンルを問わないコラム等  
A4版1枚～2枚程度（1,400字～2,800字）
- ⑤会員企業のスタッフ紹介等  
A4版1枚程度（スタッフ写真+600字）
- ⑥「わが社のSDGs」「テーマ記事」  
A4版2枚～4枚程度（2,800字～5,600字）

### (3) 表紙写真

- ①テーマ ご自身で撮影した環境や産業に関連した風景写真等
- ②大きさ等 概ねA4版以上
- ③コメント 100字以内で写真のコメントを付記願います。写真紹介欄に掲載します。
- ④その他 採用の写真は、協会ホームページの冒頭写真としても使用しますので、予めご承知願います。

### (4) その他

- ①原稿は、原稿用紙、電子媒体（CD等）いずれも可です。  
 ②差し支えなければ、執筆者の写真等も送付ください。  
 ③書式指定はありません。1 ページ：1 行39字、36行が目安です。  
 ④送付方法は、「7. 送り先」に、郵送もしくはメール添付で送ってください。
6. 締 切 日（目安） 令和2年12月7日（月）
7. 送 り 先 〒 380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10  
 一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係  
 TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
 E-mail ea21nasa@valley.ne.jp
8. その他 ご投稿者に薄謝(図書カード)を差し上げます。  
 発行部数 800部（会員、県内自治体、関係団体、関係事業所 等へ配付）

## 会報サンに掲載する広告の募集のお願い

申込締切日（目安） 令和2年12月14日（月）  
 申込み・問い合わせ先 〒 380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10  
 長野県中小企業会館5階  
 （一社）長野県産業環境保全協会 会報サン編集係  
 TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
 E mail : ea21nasa@valley.ne.jp  
会報担当者 専務理事兼事務局長 古川雅文

### 広告料金

掲載場所等	スペース	料 金
会報内・白黒	1 ページ（A4版） （縦240×横155mm）*	5万円
	1／2 ページ（A5版） （縦115×横155mm）*	3万円

注1） 料金には消費税が含まれています。

注2） \*印の（ ）内は枠を付けた場合の目安です。

令和2年11月

会員の皆様へ

協会表彰（環境保全対策功労者等表彰）対象者の候補者等の募集を開始します

当協会では、例年、通常総会において、産業活動を通じ環境保全に功労のあった者及び他の模範になる環境保全対策を講じている事業所を表彰し、協会の目的である産業の発展及び生活環境の保全意識の向上の啓発を図っています。

今般、令和2年度通常総会において表彰する候補者等の募集を開始いたしますので、裏面、「環境保全対策功労者等表彰規定」及び「同選考基準」を参照のうえ、下記から申請書類ダウンロードし記載後、書類を事務局宛提出いただきますようご案内申し上げます。

記

1 募集区分\*

（2）環境保全対策実務功労者表彰

（3）環境保全対策優良事業所表彰

（4）資源等有効利用モデル事業所表彰

2 申請書類ダウンロード先 ⇒ 協会HPの「協会からのお知らせ」にあります。

3 書類提出期限 令和3年2月1日（金）

\*注 募集区分番号は裏面「環境保全対策功労者等表彰規定」に対応しています。

# 環境保全対策功労者等表彰規定

## 1 目的

産業活動を通じ環境保全に功労のあった者及び他の模範となる環境保全対策を講じている事業所（以下「功労者等」という）を表彰し、もって産業の発展及び生活環境の保全意識の向上に資することを目的とする。

## 2 表彰の対象

多年にわたり環境保全対策に尽力し、その功績が顕著と認められる次の功労者等とする。

- (1) 当協会役員及び技術専門委員
- (2) 当協会会員及び会員に属する個人

## 3 表彰の種別

- (1) 功労役員等表彰
- (2) 環境保全対策実務功労者表彰
- (3) 環境保全対策優良事業所表彰
- (4) 資源等有効利用モデル事業所表彰

## 4 表彰の方法

毎年協会の通常総会の席上、表彰状及び記念品を授与して行う。

## 5 表彰の選考

推薦または申請のあった功労者等について、別に定める「環境保全対策功労者等表彰選考委員会」において選考、決定するものとする。

但し、選考過程において必要に応じ関係方面の意見を聴き決定するものとする。

## 6 選考の基準

別に定める基準によるものとする。

## 7 追 彰

表彰は故人に対しても行うことが出来る。この場合、表彰状及び記念品はその遺族に交付するものとする。

## 8 附 則

この規定は平成 4年11月 1日から適用する。

この規定は平成 5年10月 1日から改正適用する。

この規定は平成 9年11月 1日から改正適用する。

この規定は平成12年 4月14日から改正適用する。

# 環境保全対策功労者等選考基準

## 1 功労役員表彰

- (1) 役員または技術専門委員（以下「役員等」という）として10年以上在籍し、協会発展に功績のあった者
- (2) 役員等として特に顕著な功績のあった者

## 2 環境保全対策実務功労者

- (1) 公害防止管理者もしくは統括責任者、及び公害防止実務担当者（以下「管理者等」という）として15年以上公害の防止、産業廃棄物処理対策、その他必要な環境保全対策（以下「環境保全対策等」という）に従事し、功績のあった者。
- (2) 上記・の管理者等であって環境保全対策に従事し、特に顕著な功績のあった者。

## 3 環境保全対策優良事業所

最近の5ヵ年以内（それ以前に重大な公害事故等を惹起した会員を除く）に環境保全のための諸法令等に違反することなくその責務を全うし、地域住民から信頼され、かつ地域社会に貢献している事業所。

## 4 資源等有効利用モデル事業所

上記・の要件を満たし、資源の有効利用、産廃の減量化等を積極的に推進し、成果をおさめている事業所

## 5 その他

- (1) 前記・及び・の申請にあたっては、それぞれ一会員一事業所とし、業界団体に所属する事業所にあつては、所属団体の「推薦書」を添付できるものとする。
- (2) 推薦または申請は、別記様式によるものとする。

## ～協会からのお知らせ～

○ 本会令和2年度第3回理事会を新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び当会定款第35条第2項の規定に基づき書面により実施、議決案件5件及び報告案件1件が、10月21日付けで原案通り、承認されました。

- [議決案件]
- ① 八十二銀行浅井隆彦常務取締役並びに一般社団法人長野県信用金庫協会田中鈴生会長（松本信用金庫理事長）を当会参与に推戴する件
  - ② 「環境マネジメントシステム『エコアクション21』に取り組む事業者への助成制度の創設を求める要望書」を長野県に提出する件
  - ③ エコアクション21地域事務局業務に関する規程・要綱等を改正する件
  - ④ エコアクション21地域判定委員会委員選任の件
  - ⑤ 会報サン49号編集方針の件

[報告案件] ① 令和2年度（2020年度）事業執行状況の件

○ 令和2年秋の叙勲で <sup>しもじまやすほ</sup> 下島康保 様（塚田理研工業株式会社代表取締役会長）が、旭日単光章を受章されました。謹んでお祝申し上げます。

## ☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

協会が主催する講習会・研修会の中止、期日の変更、参加・出展予定のイベント中止など、令和2年度上半期の協会事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で計画通り実施できない状況が続いています。

都道府県として長野県が先陣を切った2050年ゼロカーボンを目指す取り組みが全国的な流れとなる中、SDGsの取り組みでもある二酸化炭素排出削減を主要な指標とする環境省主導の環境マネジメントシステム「エコアクション21」への関心が高まりつつあり、コロナ禍にあっても、問い合わせが増えています。協会としても、リモートによる研修会や個別無料相談会といった感染防止に配慮しながら開催可能な新たな手法を取り入れ、所期の目的を果たすべく後期事業を推進して参りますので、会員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

（専務理事 古川雅文）

ボイラ・ヒーター及び熱交換器

熱関連機器の総合メーカー

 株式会社 前田鉄工所

<http://www.maedatekkou.co.jp/>

<本社・長野工場> 〒382-8555 須坂市豊丘 1385-1

TEL 026-246-7301(代) FAX 026-246-7335

<長野営業所> 〒381-0014 長野市北尾張部 105-1

TEL 026-243-3443(代) FAX 026-251-0393

CLEAN PRODUCTS<sup>®</sup>

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●建築物飲料水水質検査  
●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工  
程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生汚泥の削減提案●有機物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生  
●環境機械の設計・製造●産業機器の設計・製造●化学品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・回復計画・  
回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化

ECTM  
ECO TECH  
MIYAMA

総合環境企業

ミヤマ株式会社

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166  
<http://www.miyama.net> E-mail:koho@miyama.net

# モノづくりの心を未来へ

私たちSUZUKIが目指すネクストは、ナンバーワンを超越した  
オンリーワンの追求にほかなりません。



## 株式会社 鈴木

〒382-8588 長野県須坂市大字小河原2150-1

TEL:026-251-2600 <https://www.suzukinet.co.jp/>

## 地球環境を守りながらより快適な暮らしを創造するために。

長年にわたって蓄積してきた確かな技術、そして最先端技術を駆使し、水・大気・土壌など、人をとりまくあらゆる環境を調査・分析し、信頼性の高い正確なデータと客観的評価を提供しながら、私たち自身の快適な生活空間の創造にもつながる質の高いコンサルタントを行います。

### 営 業 品 目

- **環境計量調査部門**／水質分析・大気環境測定・悪臭測定・土壌分析・環境影響評価  
一般、産業廃棄物分析・騒音レベル測定・振動加速度レベル測定
- **浴槽の衛生管理部門**／浴槽のレジオネラ菌分析及びレジオネラ菌対策・温泉水分析及びガス測定
- **ビル管理部門**／水道水及び地下水分析・室内空気環境測定
- **特殊分析部門**／高度の分析手法によるトラブル（不良）の原因等の解析
- **建築・設備診断部門**／一般住宅性能診断、室内汚染物質（ホルムアルデヒド、VOC）調査  
建築物石綿含有建材調査、一般環境・室内及び排ガス中の石綿繊維数濃度測定
- **放射能測定部門**／放射性核種濃度測定、放射線量測定
- **地下タンク漏洩点検部門**／消防法による各種地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検
- **作業環境測定部門**／粉じん濃度測定・石綿濃度測定・等価騒音レベル測定・有機溶剤濃度測定等
- **測量・コンサルタント部門**／地上測量全般・応用測量・土木設計・分筆・登記・一般建設業

厚生労働大臣指定検査機関（水道法第20条・第34条）



株式  
会社

## 科学技術開発センター

長野市大字北長池字南長池境 2058-3

TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012